事業者排出量削減計<u>画</u>書(新規·変更)

(あて先) 京都府知事 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605 株式会社藤井大道 取締役社長 藤井 電話 0 7.5 ー 2 2 1 ー

				Jaroll	, ,	WW 1822-1-1
	化対策条例第18条第1項(第18	条第2項、第	第18条第3項)の規定	により提出し	ます。	
特定事業者の主たる業種	百貨店					
該当する事業 者要件	 ▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 					
計画期間	平成 /8 年 4 月	~ 平成 20 年 3 月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善、 善・更新に重点的に取組みに、	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、お客様の環境設備、機械設備の改 より、2%の排出量削減を目指す。				
推進体制	業務本部取締役を室長とするC. S. R推進室の月例会で実施計画の策定、環境問題を積極的に対応する。					
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等	計 画 内 容				
体的な取組及び措置	18 施設設備	平成17年11月に導入した、生ゴミ処理機による廃棄物10%の減量化。				
	18~19 施設設備	5年計画で主要な動力設備を省エネ型に転換し、平成19年度には1%以上電力使用量を削減する。				
	18~19 照明設備	売場改装時、高効率蛍光灯、インパーター照明等省エネ型照明器具を採用する。				
	18~19 空調設備	売場改装時、省エネ型空調機に取替する。				
	The second second					her and half he
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分		3,044 t	THE REPORT OF	2, 983	t -2.0 %
	B 輸送車両排出区分		t			t %
	C その他排出区分		t			t %
	排出合計	* 1	3,044 t	* 2	2, 983	t -2.0 %
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))				
よる温室効果ガスの削減量等	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t /
	府内産の木材の利用	(利用量)	m'	(削減量)		t /
	自然エネルギーを利用した電	(売電量)	kwh	(削減量)		t /
	力又は熱の供給	(熱供給量)	GJ	(削減量)		t /
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t /
	削減量等合計			* 3		t /
差引排出量		基準	年度(実績)	目標年度	7 (78.86) (78.6)	削減率 (計画)
	排出合計-削減等合計) 1 平成14年省エネ型スクリュー	*1	3,044 t	(*2)-(*3)	2983. 0	t -2.0 %
特記事項	1 + M 1 4 + 目 - ハーダークー 2 h 2 平成 1 4 年エレベーター 2 h 3 平成 1 5 年エスカレーター 1 4 平成 1 7 年生ゴミ処理機 2 台 2 中成 1 7 年生ゴミ処理機 2 台 3 中域 1 7 年	インバーター 4 台制御盤他	制御化リニューアル実	施 /実施		iau ji zi
Deter date of			***			
連 絡 先						
	担当者氏名					
	住 所					
	電 話 番 号					
4 - 4	ファクシミリ番号		en kinda akan		STEP 15	SALE DOOR OF THE OWNER,
WELL THE MAN TO A STATE OF THE						Recognition and the second

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - 果ガスをいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。